

全労済協会 慶應義塾大学寄附講座

「公共私による新しい福祉価値の創造－新しい福祉価値をどのように生み出すか－」

講義日：2024年1月16日

「世界の労働者の現状と国際労働運動の課題

～ディーセントな労働を求めて～

ITUC（国際労働組合総連合）会長／ILO（国際労働機関）労働者側理事／

連合参与 郷野晶子 氏

■日本と海外における労働に関する考え方の違い

私は1981年にゼンセン同盟という労働組合の国際局に入局し、そこから国際労働運動に携わってきました。その経験をもとに、世界の労働者がどういった立場にいるのか、それに関わる労働組合が何をしているのかをお話しさせていただきます。

労働に関する考え方は、日本と海外では随分違います。海外では家族と離れて単身赴任することはあまり考えられませんし、有休消化率について聞いても「有給は完全取得が当たり前。変な質問をしてきたぞ」という感じです。ドイツでは労働時間が長いのは仕事ができないからであり、管理職も管理ができていないということで、本人も上司も評価が下がります。日本の考え方が一般的ではないということを知っておいてください。

今、世界を取り巻く環境が大きく変わり、民主主義陣営、強権主義陣営、グローバル・サウスの三極化が進んで、この三つが対立している状況です。世界では、戦争、不平等の拡大、南北の国家間の格差拡大、無くならない児童労働など、様々な問題が起きています。バングラデシュの最低賃金は112ドル、今の為替レートで1万7,000円くらいです。これは、1ヶ月の金額です。「これで生活ができるの？」と思うかもしれませんね。できません。これは最新の数字で、やっとここまで上がったのです。バングラデシュでは、賃金が安いから組合が賃上げを要求する、会社が飲めないと言って交渉が決裂する、労働組合が怒って紛争が起きる、すると警察や暴力団が入ってきて暴力沙汰になり人が殺されます。それに怒った労働者が暴動を起こし、政府がまた警察を導入して多くの人々が亡くなる。最終的に政府がこれくらいにしましようということで、やっと最低賃金が上がります。多くの人々の命がなくなってやっと最低賃金が上がり、それでも全然足りないんです。最低賃金は、必ず守られているものではないと覚えておいてください。世界の賃金労働者の19%、3億2,700万人が、最低賃金以下しか支払われていないのが現状です。

■世界の労働組合を取り巻く環境

「労働者の賃金が安いのなら、仲間を作って交渉すれば……」と思うかもしれません。日本なら、組合を作る権利が当たり前のように認められています。しかし、海外では結社の自由が侵害され、組合指導者の誘拐、拷問、殺害が行われ、組合に参加した人にも解雇、逮捕、嫌がらせが行われています。ミャンマーでは組合活動が禁止されています。中国、ベトナムでは自由な組合の結成は許されず、民主的な組合とはいえない別の形態の組合になっています。バングラデシュ、インド、スリランカ、カンボジアでは政党系列に沿って労働運動が分裂しています。香港では最大の労働組合

の書記長が投獄され、組合はほとんど解散させられました。世界では、労働者が自分の権利を守るため声を上げることが、なかなかできないのが実情です。

ミャンマーでは 2021 年に軍によるクーデターが起き、労働組合も民主主義もかき消されてしまいました。CTUM という 1 番大きな労働組合の私の仲間も、地下に潜ったり、海外に亡命しながら活動しています。フィリピンも厳しい状況で、労働組合が弾圧され、72 名の組合活動家が殺されましたが犯人はわかっていません。インドでは労働者の権利保護をなくす方向に労働組合法が改悪されました。バングラデシュではビルが崩壊し、縫製労働者 1,100 名以上が亡くなりました。この崩壊の前にも工場の建物が崩壊し、64 名が亡くなった事件がありました。こうした問題の責任は誰にあるのか？ 国ですか？ 工場ですか？ この工場で作っていた服のブランドですか？ 国にも工場にももちろん責任があります。そしてデュー・ディリジェンスの考え方では、ブランド、要は発注者の責任があります。発注価格が安すぎれば労働者の賃金を上げることはできないし、建物の安全や衛生にお金が回りません。適正な価格、適正な労務費がとても大事で、それを守るためにはやはり組合が必要だということになります。組合を結成する権利は認められなければならないと ILO（国際労働機関）の第 87 号条約で定められています（結社の自由）。第 98 号は団体交渉権です。これを法律で批准していない国があることが問題だと考えています。

■労働者の権利を守るためにできること

ITUC は、労働組合権が侵害されている地域やその内容を毎年「世界権利指標」としてまとめています。それを見るとアジアで権利の侵害が多いことがわかんと思います。世界の“10 Worst Countries”にはミャンマー、フィリピン、バングラデシュが入っています。アジアの中では香港、それと韓国も現政権が組合に厳しい態度をとっています。日本では組合づくりが認められていますが、アジアの場合はほとんどが労働組合を登録する必要があります。登録するときには役員と組合活動家の名前も書くわけで、政府の登録官から経営者に通報されて、様々な問題が起こります。解雇された労働者は他の工場で働こうとしますが、ブラックリストに載せられて周りの工場全てから締め出されるのです。

こうした問題を解決するため、ILO では、結社の自由、団結権、強制労働の廃止、児童労働の廃止、差別待遇の禁止、安全で健康的な労働環境などの労働基準を作り、それを守っているか監視をします。私たちは日本の組合としても、発展途上国の組合に支援を行っています。また、身近なところではオリンピック、パラリンピック、ワールドカップなど華やかな場での労働者の待遇に注目します。カタールの“何があっても雇用主を変えられない”カフアラ制度などには反対のキャンペーンを行い、法律的には一応改められました。今、私たちは発注者責任、サプライチェーンの全体で人権が守られているかを注視しています。これに関しては、組合だけでなく、学生にもできることはあると思います。世の中には安くて良いものもあるとは思いますが、皆さんが消費者としての責任を持って、サプライチェーンの中は大丈夫なのか、適正な労働条件を確保した上でできた製品なのかどうか、適正価格や適正な労務費にも関心を払っていただきたいと思います。消費者としての学生の力は意外に大きなものがありますから、皆さんが適正な労働条件を確保した上でできた製品に目を向けるだけでも、世の中が変わっていくのかなと思います。

<文責：全労済協会調査研究部>